

同声会各支部主催・共催演奏会（小規模演奏会）への助成に関する申合せ

〔令和4年7月14日〕
常務理事会申合せ

- 1 各支部「主催」の演奏会について、当該年度内に開催されるものの中から1回10万円を限度として助成の検討対象とする。
ただし、各支部から複数回の助成希望がある場合は、各支部の状況を踏まえ、常務理事会の議を経て会長が決定する。
- 2 各支部「共催」の演奏会について、当該年度内に開催されるものの中から各支部が共催すると選定した1件又は数件の演奏会について、総額5万円を限度として助成の検討対象とする。
- 3 申請手続き等は以下のとおりとする。
 - (1) 支部長経由で「所定の申請書」及び予算書を同声会事務局に提出する。
 - (2) 申請受理後、常務理事会の議を経て、承認書を申請支部に送付する。
 - (3) 演奏会終了後、「所定の請求書」に確定収支決算書、演奏会プログラム、及び会場借用料等支出内容を証明する領収書（コピー可）を添付して同声会事務局に請求する。
- 4 収支決算が黒字の場合は助成金を支給しない。
- 5 演奏会的主催又は共催を計画しない支部は助成の対象とならない。
- 6 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は常務理事会が決定する

附 則

- 1 この申合せは、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 平成30年7月17日付通知「演奏助成について」は廃止する。